

## 美容医療訴訟の判例から見る争点の分析-裁判所の後方視的判断における説明義務と外国人患者への考察-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 知史 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.20780/00032730">https://doi.org/10.20780/00032730</a>

様式 (6)

## 学 位 審 査

学 位 番 号	乙 第 3076 号	氏 名	木村 知史
審 査 委 員 会	主 査 教 授	木林 和彦	
論文審査の要旨 (400 字以内)			
<p>美容医療で患者と訴訟になった場合、裁判では説明や施術はどのレベルで過失と見做されるのかを明らかにするため、判例検索ソフトで美容医療訴訟の判例を集積して分析した。患者が勝訴した認容率は美容医療では一般医療よりも高く、争点が説明義務違反の場合は争点が施術の場合よりも容認率が高いことを示した。美容医療では救命性や緊急性の乏しい施術が行われているため、準委任契約とされる一般医療と異なり、結果が重視される請負契約のように注意義務違反が厳しく問われる傾向があると考察している。また、施術には過失がなくても重大な結果が生じていれば医療機関側が敗訴する可能性が高いこと、近年増加している外国人患者の美容医療では言語や文化の違いから紛争化し易い可能性があることも考察している。判例解析により美容医療の問題点を明らかにした研究であり、美容医療における事故と訴訟の予防と解決に役立つ価値ある研究である。</p>			
<p>本要旨は当該論文が第二次審査に合格した後の 1 週間以内に医学部学務課へご提出下さい。(本学学会雑誌に公表) [学校教育法学位規則第 8 条]</p>			